

2016年2月22日

地方創生特別委員会委員長

岩佐弘明様

日本共産党滋賀県議会議員団

## 2条例案要綱についての意見

委員会でのご努力に敬意を表します。日本共産党滋賀県議会議員団は、2つの条例案について、以下のように考えます。

### ①近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案要綱についての意見

以下の2点を明らかにされたい。

- ・「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」との関係、整合性および条例の必要性。
- ・「近江の地場産業」の3つの規定の根拠はなにか。一般に「地場産業」とは、地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業を指しています。滋賀県には9つあるとされていますが、これらが将来にわたって「近江の地場産業」に該当するのか。

### ②近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱についての意見

3つの問題点があると考えます。

第一に、近江の地酒は、本県の伝統的食文化を形成してきたものですが、唯一のものではありません。ことさら条例において地酒の普及を強調することは県民的検討が必要です。

第二に、「県民は、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする」「近江の地酒もてなし普及促進月間を設ける」等の条文は、「個人の嗜好および意思を十分に尊重することを旨とし、飲酒の強要がないようにする」の条文と相いれません。

第三に、飲酒運転による交通事故、飲酒による家庭崩壊など、飲酒に起因する社会的諸問題が広く見られる今日において、「地酒の普及」といえども県民に飲酒を推奨するのは、県議会の仕事としてはふさわしくないと考えます。

よって、この条例案には賛同できません。